

プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の目的

箕輪町防災交流施設（以下「みのわ BASE」という。）のカフェコーナーにおいて、施設利用者や町民が気軽に利用できるサービスを提供することを目的とする。

2 参加者の資格要件

本応募は、公募型のプロポーザルとし、応募できるのは、次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 法人の場合は長野県内に本店・支店・営業所があること。個人の場合は長野県内に住所を有していること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、箕輪町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることその他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有すもの、または、みのわ BASE において必要な営業許可が受けられる見込みがあるもの。
- (7) 本要領に定める町の条件に対応できる能力があること。

3 参加手続

(1) 参加申請

参加申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、令和 7 年 1 月 10 日（金）午後 5 時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）を提出することができる。
質疑書は、令和6年12月27日（金）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先
でファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出し
た場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、町ホームページにて、
令和7年1月8日（水）12時までに行う。

4 企画提案書の作成、提出等

（1）提出書類

- （ア）提案書表紙（様式第4号）
- （イ）企画提案内容（様式第5号）
- （ウ）添付資料（写しで可）
 - （i）法人の登記事項証明書（提案者が個人である場合は、住民票）
 - （ii）定款（法人の場合のみ）
 - （iii）確定した直近の決算に係る財務諸表（法人の場合のみ）
 - （iv）納税証明書
 - （v）営業に関する資格・免許

（2）作成に当たっての注意事項

- （ア）（1）（ア）～（イ）について
 - （i）A4縦片面刷りとし、フォントサイズは10.5ポイント以上で横書きとする。
ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構
わない。
 - （ii）企画提案内容（様式第5号）のページ数は、10ページ以内とする。
作成部数は、正本1部、副本5部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺す
ること。
- （イ）（1）（ウ）について
企画提案書の正本にのみ添付すること。

（3）企画提案書提出方法等

- （ア）提出期限：令和7年1月20日（月）午後5時（必着）
- （イ）提出場所：箕輪町役場企画振興課
- （ウ）提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法
によること。）

5 1次審査～プレゼンテーション

（1）1次審査

(ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

(イ) 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の5者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。評価点が同点の場合は、価格評価の点数が高い者とする。企画提案書等の提出者が5名以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

(ウ) 1次審査の結果は、令和7年1月24日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

※ 1次審査結果（通過）通知前までは、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第2号）を作成の上、提出すること。1次審査結果（通過）通知後は、辞退不可となる。

(2) プレゼンテーション

(ア) 開催日時：令和7年1月31日（金）午後3時から開催予定

詳細については（1）（ウ）の通知に合わせて通知する。

(イ) 開催場所：箕輪町役場 2階 大会議室

(ウ) 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

(オ) プレゼンテーションに当たって、こちらで用意する大型モニター（75インチ）を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(カ) プレゼンテーションの時間は、20分（説明15分、質疑応答5分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。

6 契約候補者の特定

(1) プレゼンテーションを受けた企画提案について、別に定める評価基準により2次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

評価点が同点の場合は、別紙プロポーザル審査要領により契約候補者を決定する。

(2) 2次審査の結果は、令和7年2月6日（木）までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、2次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の提出後提案者が2 (1) ～ (7) に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本仕様書等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。また箕輪町情報公開条例（平成 25 年箕輪町条例第 9 号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

9 提出先・問い合わせ先

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

電話 0265-79-3152

ファクシミリ 0265-79-0230

電子メール kizai@town.minowa.lg.jp

担当：鈴木、井澤